

り災証明の発行を希望される方へ

●り災証明とは

り災証明とは、火災で建物や家財に損害があった場合、その事を証明するものです。税の減免相談や保険会社に災害を証明する時、不動産登記の抹消などに必要となります。

り災証明の発行には、損害があった所有者等による、「り災届」が提出されていることが条件です。

●受付時間

8 時 30 分～21 時 30 分（年末年始を除く）

●受付場所

糸島市消防署警備課

092-322-4222（代表） 092-332-8028（警備課直通）

●注意点

- ① り災届を提出して、おおよそ 1 週間後から発行可能となります。

火災発生後、緊急にり災証明が必要な場合は、火災があった事実を証明することは可能ですが、り災の程度(例えば部分焼など)を「調査中」とする場合があることをご了承ください。

- ② り災証明の発行に際しては、事前に電話連絡をしてください。連絡がない場合、発行までに時間を要したり、発行できないことがありますので注意してください。

- ③ 持参していただくものは、印鑑、手数料(1 部 300 円)、本人確認書類（運転免許証等）。

- ④ 受付には申請者本人(所有者等)の来署が望ましいです。

- ⑤ 申請者以外の方が来署する場合

- 1) 同居の家族

本人が確認できる本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。

- 2) 同居ではない方（第三者等）

申請者の委任状と、来署される方の本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。

※委任状は糸島市ホームページの右下、関連機関→糸島市消防本部→各消防署→り災関係書類にあります。または、最寄りの糸島市消防署出張所に取りに来て下さい。

※ 突発的な災害が発生した場合、発行できない場合がございます。ご了承ください。